

2026 年度独立行政法人国際協力機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、2026 年度独立行政法人国際協力機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 2025 年度の契約実績

機構における 2025 年度の契約状況は、表 1 のとおり。契約件数は 2,110 件、契約金額は 986 億円であり、前年度に比べ、件数で 354 件減、金額で 43 億円減となった（競争性のある契約で、前年度比 68 件減、56 億円の増、競争性のない随意契約で、前年度比 286 件の減、金額で 99 億円減）。

表 1 2025 年度の調達全体像

（単位：件、億円）

	2023年度実績		2024年度実績		2025年度実績		比較増減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争性のある契約	1,513 (62.4%)	912 (75.5%)	1,440 (58.4%)	740 (71.9%)	1,372 (65.0%)	796 (80.7%)	▲ 68 (▲4.7%)	56 (7.6%)
競争入札	269 (11.1%)	290 (24.0%)	251 (10.2%)	129 (12.5%)	278 (13.2%)	225 (22.8%)	27 (10.8%)	96 (74.4%)
企画競争・公募等	1,244 (51.3%)	622 (51.5%)	1,189 (48.3%)	611 (59.4%)	1,094 (51.8%)	572 (57.9%)	▲ 95 (▲8.0%)	▲ 39 (▲6.4%)
競争性のない 随意契約	910 (37.6%)	296 (24.5%)	1,024 (41.6%)	289 (28.1%)	738 (35.0%)	190 (19.3%)	▲ 286 (▲27.9%)	▲ 99 (▲34.3%)
合 計	2,423 (100.0%)	1,208 (100.0%)	2,464 (100.0%)	1,029 (100.0%)	2,110 (100.0%)	986 (100.0%)	▲ 354 (▲14.4%)	▲ 43 (▲4.2%)

(注1) 数値は四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増減は 2024 年度から 2025 年度の伸び率を示す。

競争性のある契約の実績を見ると、全体契約に占める割合は、件数 65.0%（1,372 件）、金額 80.7%（796 億円）であり、2024 年度（件数 58.4%（1,440 件）、金額 71.9%（740 億円）と比較すると、件数 4.7%減（68 件減）、金額 7.6%増（56 億円増）となっている。

2025 年度の競争性のある契約に関し、実績金額が 2024 年度に比較して大きく増減した

調達種別とその背景は次のとおり。

① 各種業務委託（217 件、152 億円、1 件増、**85 億円増**）

2024 年度は最大 5 億円であったが、2025 年度は、15 億円を超える大型契約が計 3 件（うち「JICA DXLab 支援業務」34 億円）締結されたことにより、契約金額が大きく増加した。当該年度は特に大型案件の集中がみられる。

また、総契約件数が前年とほぼ同数である一方、1 億円超の契約件数は、2024 年度の 13 件に対し 2025 年度は 22 件へと増加しており、契約規模の拡大傾向が確認される。

② 建物管理・保守（5 件、28 億円、件数の増減なし、**20 億円増**）

2025 年度は国内機関の施設管理・運営にかかる契約の切り替えが 3 件（筑波センター11 億円、沖縄センター9 億円、北海道センター6 億円、計 26 億円）重なったことにより、契約総額が大きく増加した。2024 年度は、国内設備の設計／工事支援等の施設整備コンシェルジュ契約（6 億円）を除き、比較的小規模な契約が中心であったことから、年度間で総額に大きな差が生じている。

③ 物品購入（196 件、68 億円、32 件減、**29 億円減**）

2024 年度は、前年度に導入した緊急調達スタンバイ契約計 16 件の締結を行ったため（うち 1 億円超が 11 件、最高額 8 億円）、例年に比し契約総額が増加していたが、2025 年度は当該要因がなくなり、平常水準に回帰した。一方で、ウクライナやパレスチナ向けの大型調達が増加しており、2023 年度と比べると、総額で 10 億円程度上回っている。

④ コンサルタント等契約（464 件、436 億円、43 件増、**12 億円減**）

2025 年度は、2024 年度と比較して、業務実施契約の件数減、業務実施契約（単独型）の件数増、新制度である業務実施契約（現地滞在型）の導入があり、コンサルタント等契約全体としては契約件数が増加する一方、業務実施契約の件数減の影響を受けて契約金額は減少した。2024 年度と比較して、業務実施契約、業務実施契約（単独型）それぞれの 1 件あたりの契約金額は大きな変化は見られなかった。

次に競争性のない随意契約の実績を見ると、全体契約に占める割合は、件数 35.0%（738 件）、金額 19.3%（190 億円）であり、2024 年度（件数 41.6%（1,024 件）、金額 28.1%（289 億円））と比較すると、件数 27.9%、金額で 34.3%の大幅減になっている（286 件、99 億円の減）。

2025 年度の競争性のない随意契約に関し、実績金額が 2024 年度に比較して大きく増減した調達種別とその背景は次のとおり。なお、件数減少の一因として、2025 年 6 月の少額随意契約基準額の引き上げにより、一部の契約がリスト計上対象外となったことも影響している。

① コンサルタント等契約（18 件、21 億円、2 件減、**10 億円増**）

2025 年度は、インド高速鉄道協力案件に関連し、スタッフ研修を目的とした 2 件の高額契約（6 億円及び 4 億円）が締結されたため、2024 年度に比し、契約総額が増加している。

② 技術協力研修（38 件、8 億円、125 件減、**110 億円減**）

2024 年度には、大学との研修員（学位課程就学者）受入委託契約において複数年度化の導入に伴い、1 年超の契約が 109 件（総額 112 億円）締結されたため、一時的に増加していた。2025 年度は締結件数が 7 件（計 2 億円）と、前年度の反動により大幅に減少している。

③ 工事（建設、土木も含む）（4 件、0.3 億円、件数の増減なし、**11 億円減**）

2024 年度は、ジブチにおける地熱開発分野での協力事業に伴う契約（11 億円）が含まれていたため総額が大きく増加していたが、2025 年度は国内施設及び在外事務所における保全や改修工事が中心となり、契約総額が減少している。

（2）一者応札・応募

機構における 2025 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のとおり。競争性のある契約の契約総件数 1,355 件のうち、一者応札・応募は 420 件（全契約件数の 31.0%）であった。契約金額については、総契約金額 775 億円のうち、一者応札・応募案件の金額は 295 億円（38.1%）であった。2024 年度と比較すると、件数では 20 件の減少、金額では 17 億円の増加である。

表2 2025年度一者応札・応募状況

		2023年度	2024年度	2025年度	比較増減 2025/2024年度
2者以上	件数	993件 (66.3%)	984件 (69.1%)	935件 (69.0%)	▲ 49件 (▲5.0%)
	金額	416億円 (47.5%)	454億円 (62.0%)	480億円 (61.9%)	26億円 (5.7%)
1者	件数	504件 (33.7%)	440件 (30.9%)	420件 (31.0%)	▲ 20件 (▲4.5%)
	金額	460億円 (52.5%)	278億円 (38.0%)	295億円 (38.1%)	17億円 (6.1%)
合計	件数	1,497件 (100.0%)	1,424件 (100.0%)	1,355件 (100.0%)	▲ 69件 (▲4.8%)
	金額	876億円 (100.0%)	732億円 (100.0%)	775億円 (100.0%)	43億円 (5.9%)

（注1） 数値は四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注2） 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った契約の合計。

ただし、本表においては不落随意契約を除外しているため表1「競争性のある契約」の件数及び金額とは一致しない。

金額増加の背景として、2025 年度には 10 億円を超える大型案件で 1 者応札となるケースが 4 件あり（11 億円～19 億円）、1 件（11 億円）の 2024 年度に比して大規模な契約が多かった点が挙げられる（「2025-2029 年度本邦招へいに係る受入業務（単価契約）」、「南部アフリカ地域アフリカ・カイゼン・イニシアティブ推進事業」、「中小企業・SDGs ビジネスの効果的実施による経済開発分野の課題解決推進に係る調査」、「2025-2029 年度 筑波センター施設管理・運営業務」）。また、一者応札・応募件数が 20 件減となった背景としては、既述（1）で触れたとおり、大学との間で結ぶ研修員（学位課程就学者）受入委託契約の複

数年度化が導入された 2024 年度の反動で、技術協力研修が 25 件減少したことが大きい。

2. 2026 年度において重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記 1. 調達の実況と要因の分析を含め総合的な検討を行った結果、以下を通じて、事業実施・監理能力強化、契約の競争性の拡大及び調達関連事務の合理化・適正化に重点的に取り組むこととする。

(1) 調達業務の合理化、簡素化に向けた取組

調達業務合理化や生産性向上のための制度改革を実施するとともに、AI の活用も含め、DX 促進を通じた調達業務の抜本的簡素化、事務処理の自動化を促進する。

【導入した主要施策及び自動化した業務の件数】

(2) 競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組

機構が制定している「競争性のない随意契約に係るガイドライン」に沿って、国際協力調達部による内部統制機能を働かせながら、競争性のない随意契約の適切な運用状況について引き続き適切なモニタリングを行っていくとともに、契約監視委員会における継続的な点検を実施していく。

【契約監視委員会における点検結果】

(3) 競争入札及び企画競争における一者応札・応募の削減に向けた取組

一者応札・応募件数の大きな割合を占めるコンサルタント等契約に関して、契約監視委員会における継続的な点検を実施していく。

【契約監視委員会における点検結果】

(4) 物価高への対応

日本政府による「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」及び「各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた取組について」を踏まえ、機構が行う調達において、物価上昇の適切な価格転嫁のための取組を進める。

【2026 年度に実施した施策の数】

(5) PFI 事業の活用

機構の中長期的な施設運営の方針検討の中で、日本政府による「PPP／PFI 推進アクションプラン」及び機構の施設の法令上の設置目的を踏まえつつ、PPP／PFI 手法の適用可能性の検討へ向けた他機関の取組動向等の情報収集を行う。

【他機関からの情報収集件数／内容】

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

上記 2. の取組に加え、ガバナンスの徹底のため、以下の取組について継続する。

（1）競争性のない随意契約に関する内部統制の継続

2026 年度もパレスチナやウクライナ支援や災害復旧支援などのニーズは高く、引き続き、機構会計規程第 23 条第 2 号「緊急を要するため競争に付し得ないとき。」等を理由とした競争性のない随意契約や既存契約に係る契約変更が想定される。その適用の可否、価格の妥当性について、手続きの迅速性にも配慮しつつ適切に確認を行い、国際協力調達部による内部統制を継続する。

【調達実施方針決裁にかかる協議件数】

（2）契約の透明性の向上／公共調達の適正化に係る契約情報の公表

契約の透明性を確保する観点から、選定過程、選定基準、選定結果、一定の関係のある法人との契約実績等の公表を行っており、この取組を継続する。

【契約情報公表の実績】

（3）外部審査員によるコンサルタント等契約の選定前及び選定後審査

コンサルタント等契約の選定前、選定後の審査を行い、公示関連書類及び選定評価の適切性及び妥当性について審査する。

【外部審査制度で審査した件数】

（4）不正事案防止に対する取組の強化

①フィリピン円借款事業「首都圏鉄道 3 号線改修事業」に関する検証委員会からの検証報告書を踏まえ、コンプライアンス強化に向けた取組を継続的に実施する。具体的には、関係規程・マニュアルの拡充を行うとともに、案件公示前における情報管理の取扱いについて明確化し、あわせて、組織全体への契約制度に関する理解の向上を図るため、機構内関係者を対象とした周知・研修を実施し、不正事案防止に向けた意識向上及び制度の適切な運用の徹底を図っていく。さらに、コンサルタント業界をはじめとする関連業界に対しても、改定後のガイドラインに関する説明を行い、周知徹底を図る。

②調達関連の不正事案が発生した場合は措置を原則として速やかに公表するとともに、再発防止策を周知徹底する。

【作成・改定したガイドラインや研修・支援等の実施実績】

（5）組織全体に対する調達に関するコンサルテーション機能の強化

調達に係る相談事項対応の迅速化を図り、調達リテラシー向上のための各種契約研修推進、マニュアル等の整備を行う。組織全体への契約制度の周知及び経験・知識・職位別職員等向け研修機会の拡大に加え、国内拠点、海外拠点に対する支援等を強化する。

4. 自己評価の実施方法

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、国際協力調達部担当理事を総括責任者とし、引き続き、調達等合理化に取り組む。また、取組の推進結果等について、国際協力調達部から内部統制を担当する総務担当理事に報告する。

総括責任者 国際協力調達部担当理事
副総括責任者 国際協力調達部長

(2) 契約監視委員会による点検

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、本計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、2回連続の一者応札となった契約、参加意思確認公募による契約、競争性のない随意契約及び一者応札となった契約のうち契約監視委員により抽出された案件に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のウェブページにて公表する。また、新たな取組の追加等があった場合には、計画の改定を行う。

別紙：2025 年度 独立行政法人国際協力機構調達等合理化計画の自己評価結果

7

(3) 入札及び企画競争における一者応札・応募の削減に向けた取組 一者応札・応募件数の大きな割合を占めるコンサルタント等契約に関して、契約監視委員会における継続的な点検を実施していく。 【契約監視委員会における点検結果】	・第1回契約監視委員会（6月）において、連続で一者応札・応募となっていた24件、第3回契約監視委員会（12月）及び第4回契約監視委員会（2月）において、参加意思確認公募（研修委託契約を除く）で一者応募となった3件、第4回契約監視委員会（2月）において、一者応札・応募となった8件を審議対象として審議し概ね妥当と判断された。	○
2. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標） (1) 競争性のない随意契約に関する内部統制の継続 2025年度もガザやウクライナ支援や災害復旧支援などのニーズは高く、引き続き、機構会計規程第23条第2号「緊急を要するため競争に付し得ないとき。」等を理由とした競争性のない随意契約や既存契約に係る契約変更が想定される。その適用の可否、価格の妥当性について、手続きの迅速性にも配慮しつつ適切に確認を行い、国際協力調達部による内部統制を継続する。 【調達実施方針決裁にかかる協議件数】 (2) 契約の透明性の向上／公共調達の適正化に係る契約情	・競争性のない随意契約を実施する際は国際協力調達部が事前に、適用の可否、価格の妥当性について確認し、適切な実施を確保している（2025年度は、特命・見積合せの協議対応案件数371件（国内289件、在外82件）。変更契約については、第3回契約監視委員会（12月）において、2023年度に変更契約した案件から9件を審議対象として審議し、概ね妥当と判断された。 ・契約実績等については、契約取引先の選定過	○

報の公表 契約の透明性を確保する観点から、選定過程、選定基準、選定結果、一定の関係のある法人との契約実績等の公表を行っており、この取組を継続する。 【契約情報公表の実績】	程、選定基準、選定結果、一定の関係のある法人との契約実績等を JICA ウェブサイト上に公表した。	
(3) 外部審査員によるコンサルタント等契約の選定前及び選定後審査 コンサルタント等契約の選定前、選定後の審査を行い、公示関連書類及び選定評価の適切性及び妥当性について審査する。 【外部審査制度で審査した件数】	・外部審査員による選定前審査（10 件）、選定後審査（60 件）を行い、公示関連書類並びに選定評価について審査を行い、概ね妥当と判断された。	○
(4) 不正事案防止に対する取組の強化 ①フィリピン円借款事業「首都圏鉄道 3 号線改修事業」に関する検証委員会からの検証報告書を踏まえ、コンプライアンス強化のためのマニュアル拡充や調達関連制度（特に案件公示前の情報管理等）の明確化を行う。また組織全体への契約制度の周知及び研修等機構内関係者の啓発を通じ、制度への理解及び不正事案防止の取り組みを強化すると同時に、コンサルタント業界等関連業界に改定したガイドラインの説明を実施し、周知する。	・検証委員会の検証報告書を踏まえ、コンプライアンスの強化、案件公示前の情報管理の明確化等を目的として、関連準内部規程の改正、執務参考資料の制定作業を行い、契約監視委員会の助言を得て最終化した。今後、組織決定後速やかに機構内外に対し説明、周知を行う。機構内関係者に対し、各種研修を通じて調達制度の理解促進及び調達不正の防止に関する啓発を図った。 ・判明した類似事案の調査結果を受けて、速やかに懲	○

②調達関連の不正事案が発生した場合は措置を原則として速やかに公表するとともに、再発防止策を周知徹底する。 【作成・改定したガイドラインや研修・支援等の実施実績】 (5) 組織全体に対する調達に関するコンサルテーション機能の強化 調達に係る相談事項対応の迅速化を図り、調達リテラシー向上のための各種契約研修推進、マニュアル等の整備を行う。組織全体への契約制度の周知及び経験・知識・職位別職員等向け研修機会の拡大に加え、国内拠点、海外拠点に対する支援等を強化する。 【研修・支援等の実施実績】	戒処分を公表し、機構内に周知し再発防止を図った。 ・調達リテラシー向上のため、組織内外を対象に各種研修を実施。 <機構内> ・所員赴任前研修（毎月） ・新規採用者向け研修（JICA アカデミー）（隔月） ・オンライン指導は随時。全拠点向けセミナー（国内5回）、地域セミナー（中南米、アジア、アフリカ） ・在外拠点 個別セミナー（出張10拠点） ・本部・国内拠点 個別セミナー（8拠点） ・研修委託契約のガイドライン改訂等に関する説明会 ・社会実装型技プロ制度説明会（STI/DX 室連携） <機構外> ・専門家赴任前研修（毎月） ・研修委託契約のガイドライン改訂等に関する説明会	○
--	--	----------